

私道への 公共下水道整備について

秋田市上下水道局
下水道整備課

『私道』に下水道本管を設置する場合

『私道』に下水道本管を設置する場合、原則として使用される皆さんの費用で工事を行っていただくかなければなりません。

ただし、公共下水道の事業計画区域内において「秋田市公共下水道の私道内設置に関する要綱」に基づく一定の要件を満たす場合は、関係者からの申請により市が私道に公共下水道本管を設置します。

この場合の『私道』とは、不特定又は多数の者が通行に利用している私有地で、明らかに道路としての形態を有し、そして、少なくともその一端部が市道などの公道に接続している道路をいいます。（以下同じ。）

なお、次の場合は『私道』には該当しません。

- ・ 個人または法人が同一敷地内（筆数が複数の場合も同一敷地とみなす）に複数の家屋を所有している場合の進入路
- ・ 集合住宅（区分所有建物）に付随している通路
（分譲マンション内の通路等）

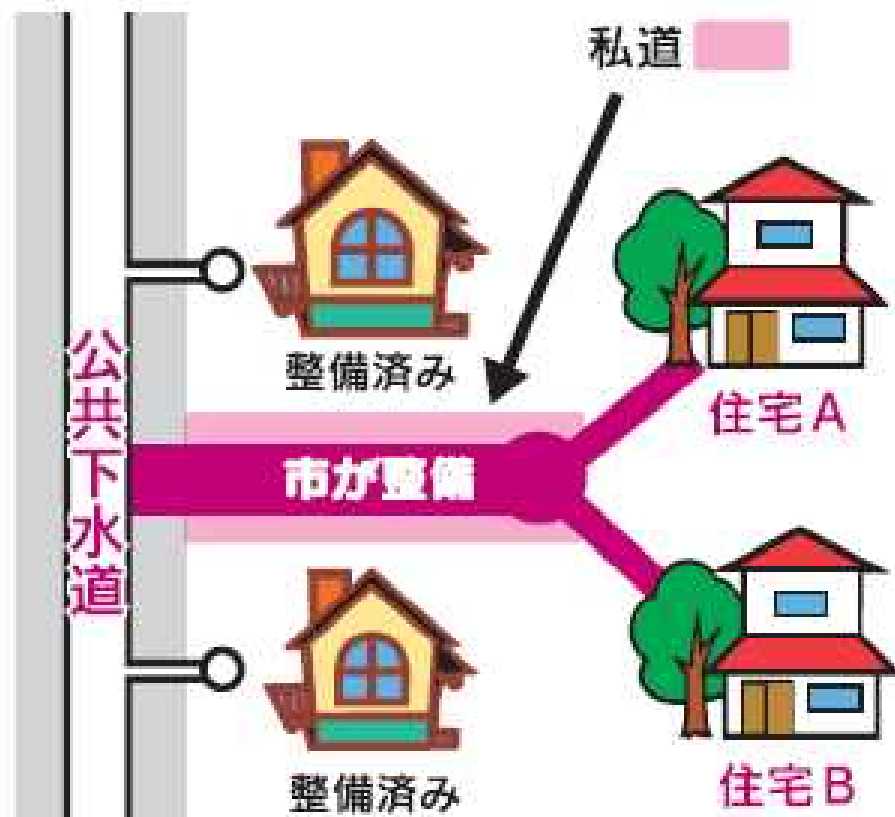
◎設置の要件として

- ①私道の幅員がおおむね1.8m以上であること。
- ②公共下水道に下水を排除すべき同一人の所有に属さない家屋が、2棟以上存在すること。
- ③私道に公共下水道を設置することについて、その私道敷地の所有者その他の権利者全員が承諾していること。
- ④その私道沿線の受益者全員が、公共下水道の設置に伴う受益者負担金の納付について同意していること。

下水道管を埋設した後の復旧につきましては、掘削面積程度の原形復旧になりますので地権者、関係者の皆様にご周知ください。また、公共下水道の維持管理は、上下水道局が行い、その後の私道路面の維持管理は、土地所有者又は使用者が行います。

【私道を舗装したい場合】

私道を舗装したい場合は、整備条件はありますが舗装工事に関する補助金制度（私道等整備事業補助金交付制度）があります。詳しくは道路建設課（直通866-2133）にお問い合わせください。



提出する申請書類について

1. 位置図

- * 申請場所がわかるものを添付してください。

2. 公図の写し

- * 法務局にて、申請により公図の写しの交付を受けてください。
費用は有料です。詳細は、法務局にお尋ねください。

3. 地積測量図

- * 土地の所有区分が明示されたもので、特に管理者が必要とする場合のみ提出を求めます。

4. 公共下水道私道内設置申請書（様式第1号）

- * どなたか1名を代表者と定め、署名捺印してください。

5. 公共下水道私道内設置申請者名簿（様式第2号）

- * 私道に隣接する土地の所有者および家屋の所有者全員が記入してください。

6. 土地使用承諾書（様式第3号）

- * 私道に下水道管を埋設するためには、その私道の土地所有者全員から承諾をいただく必要があります。この承諾書には、必ず私道の土地所有者全員の署名捺印（印鑑登録証明がとれるもの）が必要です。土地所有者本人が自署捺印されるようお願いします。
- * 「土地の所在地」欄には、土地の登記事項証明書に記載してある土地地番を記入してください。

7. 土地の登記事項証明書（様式第3号の土地の所在地に関するもの全て）

- * 法務局にて、申請により証明書の交付を受けてください。
費用は有料です。詳細は、法務局にお尋ねください。

8. 印鑑登録証明書（様式第3号の土地所有者に関するもの全て）

- * 市民課にて、本人が申請してください。費用は有料です。
詳細は、市民課にお尋ねください。

9. 受益者負担金納付同意書（様式第4号）

- * 私道沿線の土地所有者または、家屋の所有者で納付されるかたが記入してください。
- * 土地と家屋の所有者が別である場合は、土地の所有者と家屋の所有者が協議し、実際納付されるかたを記入してください。

10. その他

- * 土地の登記事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合は、登記簿の住所を現住所に変更した後の登記事項証明書を添付していただくか、現住所までの履歴を証明する「戸籍附票」を添付してください。登記簿の住所変更は法務局へ、附票の請求は市役所市民課へお尋ねください。附票の請求は、いつの住所が必要かを指定して請求してください。

受益者負担金制度について

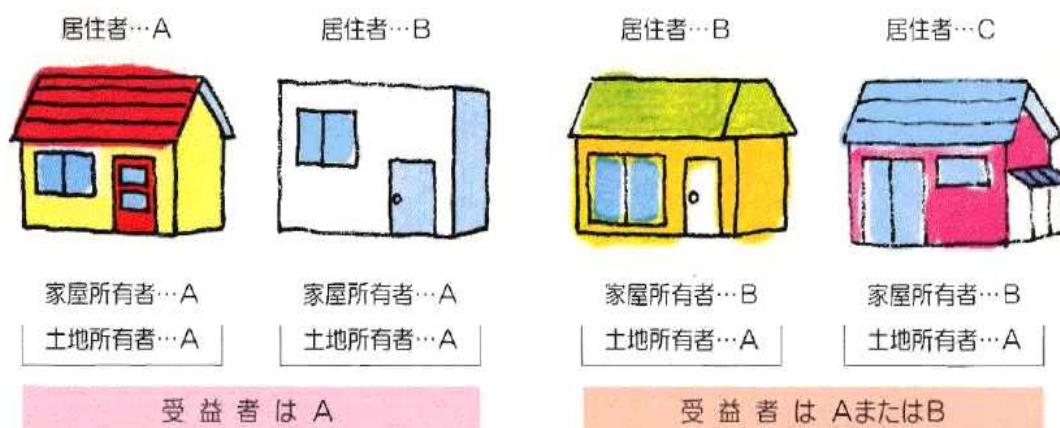
下水道事業受益者負担金とは

下水道が整備されると、周辺環境がよくなり、健康でより快適な生活を送ることができます。そこで、下水道を使えない地域（下水道未整備地域）の方々との公平の面から、受益者負担金として建設費用の一部を負担していただいております。

この受益者負担金は、下水道を計画的にできるだけ早く建設するための大切な財源となっています。

負担金を納めていただくかた（受益者）

下水道が整備される地域に土地を所有しているかた、またはその土地に対して地上権、質権、使用貸借、賃貸借を設定しているかたが受益者となります。



※当該年度に工事を予定し、負担金を賦課しようとする区域をあらかじめ公告します。

申告方法

下水道工事予定区域内の土地所有者のかたに、あらかじめ土地の地番、地積などを記載した「下水道事業受益者申告書」をお送りいたしますので、内容をご確認のうえ、提出期限までに申告していただきます。

負担金額

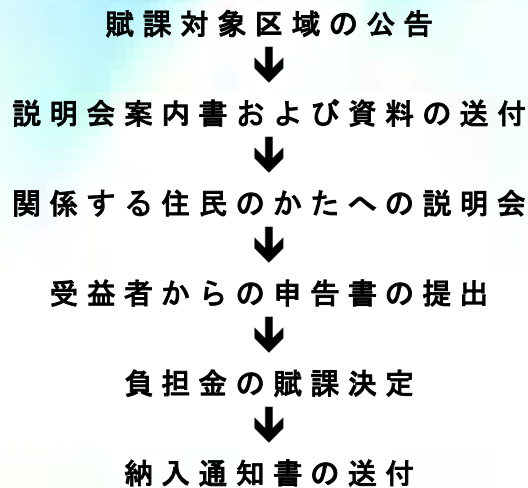
土地の面積 1 m²あたり 335 円です。

(例) 248 m² (約 75 坪) では $248 \text{ m}^2 \times 335 \text{ 円} / \text{ m}^2 = 83,080 \text{ 円}$ となります。

納付方法

3 年 (36 回) 以内の分割か一括で納付していただくことになります。納入通知書は年度分まとめて送付しますので、お近くの金融機関で納めてください。 ※便利な口座振替もありますので、ご利用ください。

負担金を納めていただくまで



徴収猶予

土地、受益者の状況によっては、負担金の徴収を猶予することがあります。(例：現在耕作中の田、畑等)

減免

土地、受益者の状況によっては、負担金が減額、免除となる場合があります。

受益者の変更

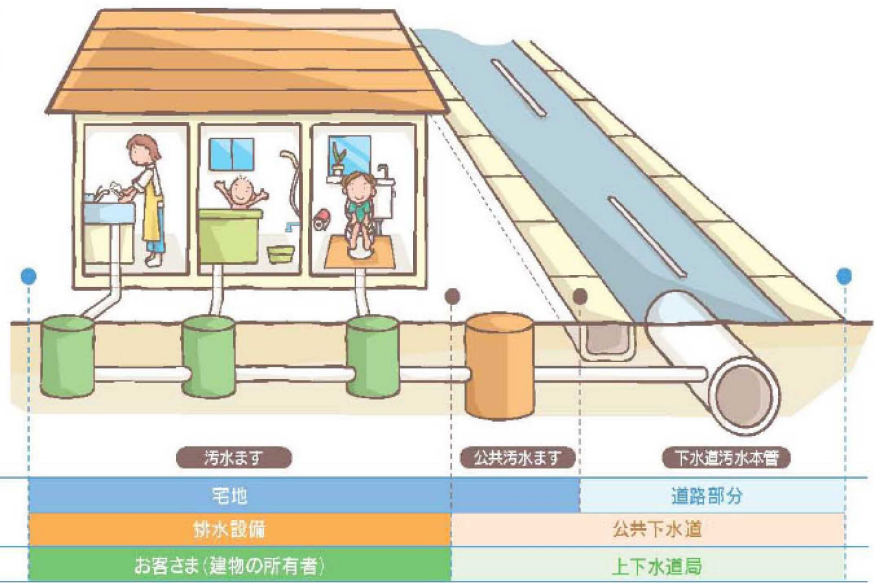
負担金を完納する前に受益者の変更があった場合は、すみやかに「受益者変更届」を提出してください。

問い合わせ先) 下水道整備課 (864-1455)

融資あっせんおよび助成金制度について

ご家庭の排水を下水道に流すために必要な、宅地内の排水管やますのことを「排水設備」といいます。「排水設備」はお客さま（所有者）の財産ですので、大切にしましょう。

なお、排水設備工事を行うときは、排水設備工事計画確認申請書を上下水道局に提出することが義務づけられており、指定排水設備工事業者として指定を受けた者でなければ施工できないこととなっています。



公共下水道の供用が開始された地域では、処理開始の日から3か月以内に排水設備を設置し、接続していただくことになります。また、くみ取り便所は、処理開始の日から3年以内に水洗トイレに改造していただくことになっています。

上下水道局では、融資あっせん と助成金の制度を設けていますので、詳しいことは下記問い合わせ先へご確認ください。

融資あっせん

利息は上下水道局が負担します。

くみ取り便所を水洗トイレに改造するとき	浄化槽の廃止工事をするとき	ポンプ設備を設置するとき
■ 限度額 一般住宅 70万円 貸家等 60万円 (貸家等については最高5戸まで300万円)	■ 限度額 一般住宅 30万円 貸家等 25万円 (貸家等については最高5槽まで125万円)	■ 限度額 40万円
■ 償還方法 70回以内元金均等月賦償還	■ 償還方法 30回以内元金均等月賦償還	■ 償還方法 くみ取り便所の改造および浄化槽の廃止工事と併せたご利用で、償還方法については、それぞれ同じになります。

助成金

- くみ取り便所を水洗トイレに改造するとき、または浄化槽の廃止工事を行うときに、工事費を全額自費で払う方には、助成金（4万円）を交付しています。
- 新築する建物、個人および法人の事業用・営業用の建物（個人の店舗兼住宅を除く。）はご利用できません。



問い合わせ先) 給排水課 (823-8432)

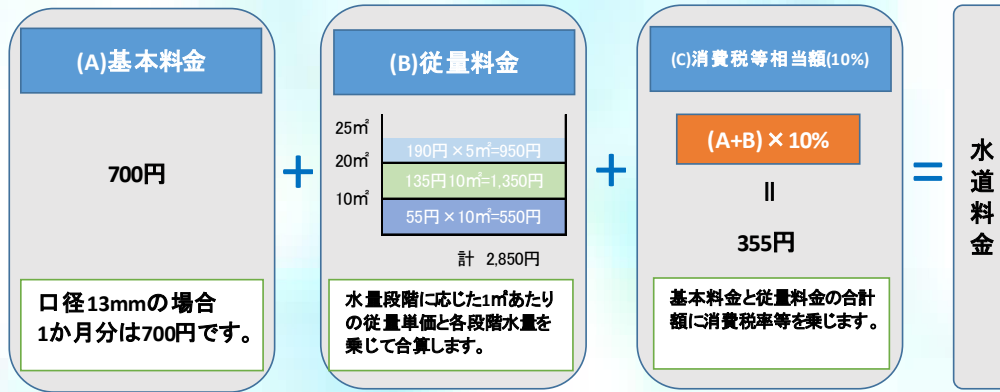
下水道使用料について

水道料金の 計算例

メーター口径13mm、2か月分の使用水量50㎡の場合

使用水量50㎡は2か月分なので、使用水量を①25㎡と②25㎡に均等に分け(割り切れない場合は、一方を切上げ、他方は切捨て)て、それぞれ料金表に基づき計算します。

○1か月分①25㎡の計算



①25㎡の水道料金は、次のようになります。

(A)基本料金700円+(B)従量料金2,850円+(C)消費税等相当額355円=3,905円

②25㎡も同じように計算すると、2か月分の水道料金は、

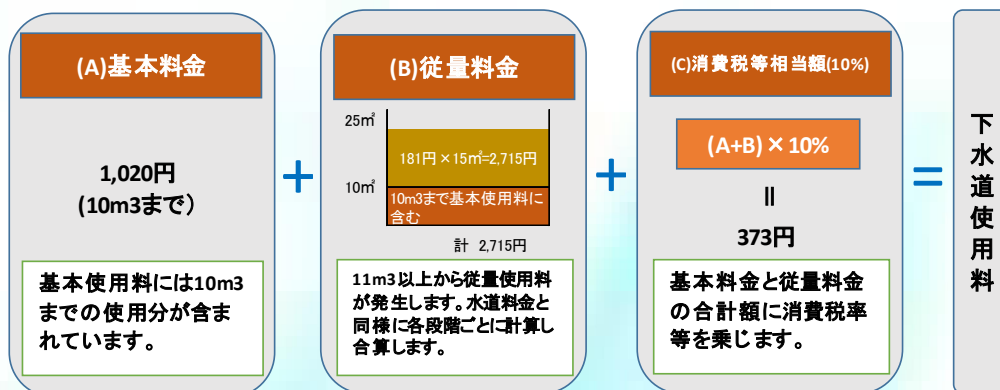
①3,905円+②3,905円=7,810円

下水道使用料の 計算例

2か月分の下水道の使用水量50㎡の場合
(種別:一般汚水、区域:処理区域)

下水道使用料は下水道の使用水量に基づいて算定するため、使用水量を①25㎡と②25㎡に均等に分け(割り切れない場合は、一方を切上げ、他方は切捨て)て、それぞれ料金表に基づき計算します。

○1か月分①25㎡の計算



①25㎡の下水道使用料は、次のようになります。

(A)基本料金1,020円+(B)従量料金2,715円+(C)消費税等相当額373円=4,108円

②25㎡も同じように計算すると、2か月分の下水道使用料は、

①4,108円+②4,108円=8,216円

問い合わせ先) お客様センター (823-8431)

秋田市公共下水道の私道内設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が私道に公共下水道を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、不特定又は多数の者が通行に利用し、かつ、明らかに道路としての形態を有するもので、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路以外の道路をいう。

(設置の対象となる私道)

第3条 公共下水道の設置対象となる私道は、隣地との境界が明確であり、かつ、公共下水道が設置された道路又は設置が予定される道路に接続する私道で、その幅員がおおむね1.8メートル以上であること。ただし、下水道工事が支障なく施工できる場合は、この限りでない。

(設置の要件)

第4条 公共下水道を設置する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道に下水を排除すべき同一人の所有に属さない家屋が、2棟以上存在すること。
 - (2) 私道に公共下水道を設置することについて、当該私道敷地の所有者その他の権利者全員が承諾していること。
 - (3) 当該私道沿線の受益者全員が、公共下水道の設置に伴う受益者負担金の納付について同意していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が公益上必要であると認めた場合はこの限りでない。

(申請手続)

第5条 公共下水道の設置を申請する者は、代表者を定め、管理者に申請するものとする。

2 前項の申請は、公共下水道私道内設置申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出して行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 地積測量図（土地の所有区分が明示されたもので、特に管理者が必要とする場合のみ）
- (4) 公共下水道私道内設置申請者名簿（様式第2号）
- (5) 土地使用承諾書（様式第3号）
- (6) 土地の登記事項証明書（様式第3号の土地の所在地に関するもの全て）
- (7) 印鑑登録証明書（様式第3号の土地の所有者に関するもの全て）
- (8) 受益者負担金納付同意書（様式第4号）

(決定通知)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、その結果を公共下水道私道内設置決定通知書（様式第5号）により、代表者に通知するものとする。

(工事の施行)

第7条 管理者は、前条により、公共下水道の設置を決定したときは、予算の範囲内においてすみやかに工事を施行するものとする。

(排水設備の設置義務)

第8条 公共下水道の設置を申請した者は、公共下水道の供用が開始されたときは、遅滞なく、その土地の下水を当該公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。

(取消し等)

第9条 管理者は、市が公共下水道の設置工事に着手する前に、公共下水道私道内設置決定の通知を受けた者が次のいずれかに該当したと認めるときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、公共下水道私道内設置決定を受けたとき。
- (2) 公共下水道の設置対象家屋が滅失し、第4条第1号の要件を欠くにいたったとき。

2 管理者は、公共下水道私道内設置決定の通知を受けた者が、前項第1号に該当したと認める場合において、既に市が公共下水道の設置工事に着手しているとき、又は設置工事を完了しているときは、その者に、工事に要した費用を請求することができる。

(維持管理)

第10条 この要綱により設置された公共下水道の維持管理は、管理者が行うものとする。

2 公共下水道設置後の私道路面については、原形復旧とし、維持管理は、土地所有者又は使用者が行うものとする。

(公共下水道の移設又は撤去)

第11条 設置された公共下水道の全部又は一部を移設し、又は撤去しようとする者は、管理者の承認を得て行わなければならない。この場合において、移設又は撤去に要する費用は、原因者が負担するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に秋田市公共下水道の私道内設置に関する要綱（平成4年3月16日部長決裁）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

よくあるご質問(Q&A)

問1 要綱に、「公共下水道に下水を排除すべき家屋が2戸以上存在し、かつ、当該家屋が同一人の所有に属さないこと」とありますが、私道沿いに家屋が2戸あれば対象となるのですか？

答) いいえ。2戸あってもそれらが同一人の所有に属さないことが要件となっています。2戸の所有者が別々であれば、対象となります。

問2 要綱に、「権利者全員が承諾していること」とありますが、一人も欠けてはいけませんか？

答) はい。また、権利者本人が死亡している場合は、相続者全員の承諾が必要となります。しかし、個人で調べるには制約もありますので、不明者等がいる場合は、下水道整備課にご相談ください。

問3 要綱に、「当該私道沿線の受益者全員が、公共下水道の設置に伴う受益者負担金の納付について同意していること」とありますが、一人も欠けてはいけませんか？

答) はい。土地の所有者か建物所有者のどちらか一方の同意が必要です。しかし、個人で調べるには制約もありますので、不明者等がいる場合は、下水道課にご相談ください。

問4 要綱に、「公共下水道が私道に設置されたときは、速やかに当該公共下水道に下水を流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない」とありますが、どのくらいの期間をいうのですか？

答) 「速やかに」とは、供用開始後3か月以内に排水設備（くみ取り便所の水洗化は3年以内に）を設置することをいいます。供用開始は、工事が完了し、下水道が使用できるようになったら、工事を担当した業者からの配布物によりお知らせします。

問5 私道への下水道整備について、施工や維持管理は個人（申請者）の負担が必要ですか？

答) 私道への公共下水道工事および工事後の維持管理は、上下水道局が行います。なお、工事後、新たにこの私道に布設した公共下水道を利用したい方があらわれた時は、土地所有者などの権利者や利用者はこれを拒むことはできません。

問6 私道内に個人の水道管やガス管が埋設してあるのですが・・・

答) 私道内に公共下水道を布設する場合、工事の支障となる地下埋設物(水道管、ガス管)の移設費用については、全額、上下水道局が負担します。

問7 家屋は2戸以上ありますが、私道が下り坂になっていて、公道に入っている下水管に自然に流れていかない地形ですが、公共下水道の私道内設置申請ができますか？

答) 申請はできます。ただし、現場の状況によっては整備ができない場合もあるので、一度ご相談ください。

問8 私道が官地(水路敷・赤道等)です。公共下水道の私道内設置申請が必要ですか？

答) 私道が官地であり、その境界が明確な場合(地積測量図および境界杭等)は、申請の必要はありませんが、境界が曖昧な場合は、申請が必要です。

問9 現道が砂利道となっています。下水道整備に合わせて舗装してほしいのですが？

答) 下水道整備の際の復旧は原形復旧(砂利道は碎石による復旧)となります。舗装したい場合、整備条件はありますが道路建設課で補助金交付制度がありますのでご相談ください。

問い合わせ先：道路建設課(866-2133)

E-mail：ro-csst@city.akita.lg.jp

お問い合わせは、

**上下水道局下水道整備課
下水道整備第一係へ**

電話 : 018-864-1455

(平日 8:30~17:15)

E-mail : ro-swcs@city.akita.lg.jp

申請書等は下記アドレスの

秋田市HPよりダウンロードできます。

URL : <http://www.city.akita.lg.jp/shisei/soshiki/1009645/1009646/1002590.html>

